

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 11 日

正会員 事務局責任者 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
専 務 理 事 森 谷 賢

特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について  
(国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) の一部改正)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、添付のとおり、国土交通省海事局検査測度課から令和 2 年 2 月 27 日付け国海査第 394 号にて、当連合会に通知がまいりました。

貴職におかれましては、当該内容について傘下会員企業への周知をお願い申し上げます。

なお、改正された通達の全文は、国土交通省 固体ばら積み関連 HP に後日掲載される予定とのことです。

URL : [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr8\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html)

本内容について当業界においては、産業廃棄物(あるいは処理後残渣やリサイクル品)の輸送に船舶を用いる場合が対象となることを申し添えます。

記

<添付書類>

- 1 国土交通省通達 国海査 394 号通達文 (国海査 452 号通達改正)
- 2 国海査第 452 号の一部改正について (別紙)
- 3 国海査 452 号通達改正 新旧表
- 4 特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について (令和 2 年 2 月 27 日)

以上



国海査第394号  
令和2年2月27日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良一 殿

国土交通省海事局検査測度課長  
石原 典 雄



特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について  
(国海査第452号(平成22年12月1日付け)の一部改正)

特殊貨物船舶運送規則に規定する申請等の手続き並びに規則等の解釈及び取扱い等について定めた国海査第452号を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正の概要については別紙を参照下さい。

国海査第 452 号の一部改正について

令和 2 年 2 月  
海事局検査測度課

1. 背景

液状化物質をばら積み運送する際には、荷送人は特殊貨物船舶運送規則（以下、「特貨則」という。）第 16 条の 3 の規定に従って水分管理手順書を作成し、地方運輸局長の承認を受ける必要がある。当該承認に係る手続きについて、平成 22 年 12 月 1 日付け国海査第 452 号通達（特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について）（以下「本件通達」という。）に規定されているが、本件通達の一部不適切な記載事項があることから、その是正を図るべく、以下の改正を行う。

2. 概要

① 水分管理手順書の更新手続き

特貨則において、水分管理手順書承認書の有効期間は 5 年と定められているものの、満了時における更新について規定されていない。それにもかかわらず、本件通達には更新手続きが規定されており、特貨則と矛盾しているため、当該手続きに関する規定を削除する。

② 水分値の管理者に対する教育・訓練又は研修について

IMO のガイドラインにおいて、水分値の管理者及び関係者に対する教育・訓練又は研修について水分管理手順書に記載することが求められており、また、船舶検査心得においてその教育・訓練又は研修の記録及びプログラムの詳細並びに定期的な教育・訓練又は研修の年間計画表を提出することが求められているものの、本件通達にはそのような規定がないため、教育・訓練又は研修に係る提出資料に関する規定を追加する。

以上